

令和 4 年 12 月定例会

提出議案（概要）

- 議案第 128 号
北九州市職員の給与に関する条例等の一部改正について

- 議案第 129 号
北九州市職員退職手当支給条例の一部改正について

総 務 局

議案第128号

「北九州市職員の給与に関する条例等の一部改正について」

1 議案提出理由

本市人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告、国及び他の地方公共団体の職員の給与等を考慮して給料表の改定を行うとともに、教育職給料表（1）において特2級の 신설等を行うため、関係規定を改めるもの。

2 関係条例

- (1) 北九州市職員の給与に関する条例
- (2) 北九州市職員の特殊勤務手当に関する条例
- (3) 北九州市立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

3 改正内容

(1) 給料表の改定（給与改定率 0.15%）

人事院勧告における同種俸給表の改定傾向等を考慮し、若年層に重点を置いた改定を行う。

(2) 教育職給料表（1）特2級の 신설等

ア 教育職給料表（1）において、新設する主幹教諭及び指導教諭に適用する職務の級として新たに特2級を設けるとともに、同表の適用対象として主幹教諭等を加える。

イ 主幹教諭等の新設に伴い、以下の諸手当等の支給対象について規定の整備を行う。

- ・義務教育等教員特別手当
- ・特殊勤務手当（教育業務連絡指導手当、教員特殊業務手当）
- ・教職調整額

4 施行期日

3（1）は、規則で定める日（令和4年4月1日適用）

3（2）は、令和5年4月1日

議案第129号

「北九州市職員退職手当支給条例の一部改正について」

1 議案提出理由

親族等の介護により退職した職員の再度採用制度の導入に伴い、当該職員が再度職員となった場合の退職手当の特例を定めるため、関係規定を改めるもの。

2 親族等の介護により退職した職員の再度採用制度の概要（詳細は別紙）

日常生活に支障のある親族等の介護のため本市を退職する職員が、退職日から3年以内に再度の採用を希望する場合、当該職員を対象とした選考を経て採用を行うもの。

3 条例の改正内容

介護のため退職した職員が再度職員となった場合のその後の退職に係る退職手当の額は、次の（1）から（2）を差し引いた額とする。ただし、差し引いた額が零を下回る場合には、退職手当は支給しないものとする。

- （1） 介護のための退職前の在職期間と再度採用されてから退職するまでの間の在職期間を通算した期間を基に算定した退職手当の額
- （2） 介護のため退職した際に支給した退職手当の額

【参考：退職手当の算定方法】

本市職員 A	介護退職期間 B	本市職員(再採用) C
退職手当①↑		退職手当②↑

<退職手当①>

Aの期間に応じて算定した退職手当の額

退職手当の特例

<退職手当②>

AとCの合算期間に応じて算定した退職手当の額 - 退職手当①の額

4 施行期日

公布の日

親族等の介護により退職した職員の再度採用制度について

1. 概要

職員の介護と仕事の両立支援及び行政能力を培った人材の離職回避を目的として、親族等の介護のため本市を退職する職員が、退職日から3年以内に再度の採用を希望する場合、選考を経て再度採用できる制度を創設するもの。

2. 制度利用の流れ

(1)退職の申出の際、併せて本制度の利用を申請

【制度利用の要件】

- ① 日常生活に支障のある親族等の介護に従事する場合
(親族等の範囲:配偶者、職員の2親等以内の親族 等)
- ② 職員としての在職期間が5年以上あること
- ③ 退職前の勤務成績が良好であること

原則年度末に退職

(2)退職時の取扱い(最大3年まで)

- ・介護従事の実態がないと確認された場合は再度採用不可
- ・年に2回程度、本人と所属長間で情報共有

復職希望

(3)再度の採用

- ・選考(面接 + 健康状態の確認)により採用
- ・原則、退職時と同一職位・同一の給料表の級号給を適用
- ・退職手当は介護退職前の期間を通算して算定したものから、介護退職時の既支給分を控除(継続勤務者より有利とならないよう調整)

今回条例改正
を行う部分

3. 実施時期

令和4年度末退職者から適用開始